

平成十五年政令第五百四十六号

内閣は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年法律第四十号）第六条第二項及び第三項、第八条第三項、第十四条第五項、第十五条第二項、第十六条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 この政令において「法科大学院」、「検察官等」、「法科大学院設置者」、「教授等」、「私立大學」、「私立大學派遺検察官等」又は「公立大學」とは、それぞれ法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項若しくは第二項、第三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項に規定する法科大学院、検察官等、法科大学院設置者、教授等、私立大学、私立大学派遺検察官等又は公立大学をいう。

第二条 法第六条第二項に規定する政令で定める金額は、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十日まで）

一日までの金額をいう。以下この条において同じ）。ことに、五万円（当該裁判官が当事補である場合にあっては、三万円。以下この項において「基準額」という。）に、法第四条第一項の規定により当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行つた日数を乗じて得た金額とする。ただし、同項の取決めにおいて当該法科大学院における教授等の業務が一日未満の単位で定められている場合にあつては、基準額に、当該年度において当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行つた時間数を八時間を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を乗じて得た金額とする。

第三条 法科大学院に派遣された検察官等に関する國家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額
（法科大学院に派遣された検察官等に関する國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項において「読み替えられた國家公務員共済組合法」という。）第九十九条第二項の規定により法科大学院設置者及び國が負担すべき金額は、各月ごとに次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ當該各号に定める金額とする。

一 法科大学院設置者 当該検察官等に係る読み替え後の國共済法第九十九条第二項の規定により規定する専門職俸給官の發する納入告知書によつて、該半官が該法科大学院において教授等の業務を行つた年度の翌年度の六月十五日までに國庫に納付しなければならない。

その月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額に法科大学院設置者が当該検察官等に支給した報酬（読み替え後の国共済法第一条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該検察官等に支給した期末手当等（読み替え後の国共済法第一条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬の月額（国共済法第四十条第一項（同章第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額で余りを改て導くを兼ねて導

二　国　　当該検察官等に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める金額を控除した金額

(法科大学院に派遣された検察官等に関する厚生年金保険法による保険料の額)
第三条の二 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第四条の二第一項第三号の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法科大学院設置者 当該検察官等である第一号厚生年金被保險者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第一号厚生年金被保険者を、う。

法科大学院設置者 当該検察官等である第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和十九年法律第百五十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及び國が負担すべき保険料の額の合計額に法科大学院設置者が当該検察官等に支給した報酬（同法第二条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該検察官等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二回、当該相対算定額である第二号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び我が国が負担すべき派遣料の額合計額から全ての法科大学院設置者等に係る前号に定める額を控除した額（法科大学院に派遣料の額合計額から全ての地方公務員設置者等に組合前号に定める額）を算定し、去第十一号第一項の規定により去斗六学院に置く、公立大学に底質等のうち、

（昭和三十七年法律第五十二号。以下「地共済法」という。）第二条第一項及び第百六十六条第一項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第六十八条第二項の規定の適用については、地共済法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これららの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、地共済法第百十一条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、地共済令第六十八条第三項中「國の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一條第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体及び國」とする。

法第五十五条第一項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読み替え後の地共済法」という。）第一百三十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 地方公共団体（当該検察官等に係る読み替え後の地共済法第二百十一条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第一条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を以て該検察官等の標準報酬の月額を）を

(職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第七条

法第十一項第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。)に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する規定地共済法第百四十四条の三第二項、第百四十四条の十二及び第百四十四条の三十一の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかるわらず、地共済法第百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項目「相当するもの」とあるのは、「相当するもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)又は検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項目「相当するもの」とあるのは、「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与(報酬に該当しない給与に限る。)のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項目下欄中「団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは、「団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」の負担金及び国」と、同表中

第一百十三条第一項第三号及び第四号と相当する手当相当する手当相当する手当及び第四号

は

一

二

三

「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは、「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)とあるのは、「団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは、「団体組合員」と、「組合に」とあるのは、「地方職員共済組合」にとあるのは、「地方職員共済組合の」とする。

前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた地共済法(以下この項において「読み替え後の地共済法」という。)第百十三条第二項の規定により団体(地共済法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この項において同じ。)及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 団体 当該検察官等に係る読み替え後の地共済法第百十三条第二項(第一号及び第二号を除く。)の規定によりその月に団体及び国が負担すべき金額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬(読み替え後の地共済法第一項第五号に規定する報酬をいう。)の額を

及び

基盤として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官

等に支給した期末手当等(読み替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国

当該検察官等に係る当該団体及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除了した金額

三

厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ニの規定により団体及び国が負担すべき保険料の額は、毎月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十三条规定の額とその月に当該団体若しくは第二十三条の三第一項又は第十四条の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国

当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除了した額

三

(一)以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等(以下この条及び次条において「複数校派遣検察官等」という。)のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立立学校教職員共済制度の加入者(次条第二項及び第三項並びに第十二条第一項において「私学共済制度の加入者」という。)となつた者又は当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学等(私立大学又は公立大学をいう。以下この項及び第十二条第一項において同じ。)に置かれたものである者(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済法の規定による私立立学校教職員共済制度の加入者(次条第二項及び第三項並びに第十二条第一項において「私学共済制度の加入者」という。)となつた者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となつた者に限る。以下この条において「私立立学校等複数校派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が私立大学等複数校派遣検察官等となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学等複数校派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

二

国共済法第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、法第十二条第一項の規定により二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等(以下この条及び次条において「複数校派遣検察官等」という。)のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立立学校教職員共済制度の加入者(次条第二項及び第三項並びに第十二条第一項において「私学共済制度の加入者」という。)となつた者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等(私立大学又は公立大学をいう。以下この項及び第十二条第一項において同じ。)に置かれたものである者(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済法の規定による私立立学校教職員共済制度の加入者(次条第二項及び第三項並びに第十二条第一項において「私学共済制度の加入者」という。)となつた者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となつた者に限る。以下この条において「私立立学校等複数校派遣検察官等」という。)には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、私立大学等複数校派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

三

国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することのできない。

二

複数校派遣検察官等に関する国共済法の規定(私立大学等複数校派遣検察官等に関する国共済法の長期給付に関する規定に限る。)の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

三

私立大学等複数校派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することはできない。

四

法第八条第二項の規定並びに第三条第一項及び第三条の二の規定は、複数校派遣検察官等(私立大学等複数校派遣検察官等を除く。)について準用する。

五

法第十四条第四項の規定並びに第三条第二項において準用する同条第一項の規定及び第三条の二の規定は、私立大学等複数校派遣検察官等について準用する。

六

複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者(地方公共団体及び国立大学法人(国立大学

成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法」である。二十二条第一項第四号と、第十一一条第六項及び第十二一条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による改正前の児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七百七号)の規定が適用される場合における第八条、第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一一条第六項及び第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

(国庫納付金の金額の算定の基準額に関する検討)

5 第二条第一項に規定する基準額について、法科大学院における教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他の名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。)の実情等を勘案し、適宜、当該額の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二八八号)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日政令第八五号) 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一一三〇号) 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日政令第八六号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二九日政令第一四二号) 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月一八日政令第三〇五号)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日政令第七五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年三月三一日政令第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年九月三〇日政令第三〇八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年三月一八日政令第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年三月一八日政令第九四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年五月一九日政令第一九五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。
(処分等の効力)

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令(次条において「旧政令」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令(以下この条及び次条において「新政令」という。)の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年三月三〇日政令第三三四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三五九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三六二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三六四号) 抄
(施行期日)